事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 車名（型式） | 　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　） |
| 導入台数 | 　　　　　　台 |
| 可搬型給電器（該当のみ） | メーカー名（　　　　　　　　　）型式（　　　　　　　　　　　） |
| 導入事業所住所 | 事業所名：住　　所：横須賀市 |
| 事 業 用 途 |  | １　営業用として主に市内で走行することを目的として導入する事業（法人及び個人事業主の営業車） |
|  | ２　タクシー、レンタカー、カーシェアリング事業、教習車 |
| リース契約の有無 | 有　・　無　　どちらかに〇をつけてください。 |
| 事　業　予　算 |
| 補助対象経費の計算 | 車　両 | 可変型給電器（該当のみ） |
| 車両支払合計金額（税込）　　　　　　　　　　 円 | (税込)　　　円 | (税抜)【f】　　　円 |
| 内訳 | 車両代合計(付属品の購入費を含む) | (税込)　　　　　　円 | (税抜)【a】　　　　　　円 |
| 販売諸費用等合計 | (税込)　　　　　　円 | (税抜)【b】　　　　　　円 |
| 下取車充当額 | (税込)▲　　　　　円 | (税抜)【c】▲　　　　　円 |
| 車両の改造に係る費用 | (税込)　　　　　　円 | (税抜)【d】　　　　　　円 |
| 国補助金額【e】　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 | 【g】　　　　　円 |
| 補助対象経費【a～dの合計-e】＋【f-g】　　　　　　　　 　　　　　　　円 |
| **補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　円** |

・補助金の額は、１台20万円となります

可搬型給電器を同時に導入する場合は30万円となります。
ただし、過去に本補助制度の交付を受けて購入した車両の買換えの場合は10万円となります。買換え車両に併せて可搬型給電器を導入する場合は20万円となります。

・導入完了後、実績報告書をご提出いただく際に、当該事業に係る領収書等の写しが

必要となります。

・導入車両には４年間、可搬型給電器には３年間の財産処分制限があります。（国などの補助金を受けている場合は、それぞれ別に財産処分制限の定めがあります。）

・導入車両への市のＥＶ普及に関するステッカー添付にご協力ください。

【広報協力等に関する確認】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認 | 右記項目を確認後右欄に○を付してください |  | 必要に応じて、横須賀市のＥＶ普及促進に関する広報活動に協力します。（ＨＰへの掲載など） |

事　業　計　画　書

記載例

|  |  |
| --- | --- |
| 車名（型式） | 　日産　リーフS　　（　　ZAA-ZE1　　） |
| 導入台数 | 　　１　台 |
| 可搬型給電器（該当のみ） | メーカー名（　●●　）型式（　●●　） |
| 導入事業所住所 | 事業所名：株式会社横須賀　横須賀営業所住　　所：横須賀市小川町11番地 |
| 事 業 用 途 | 〇 | １　営業用として主に市内で走行することを目的として導入する事業（法人及び個人事業主の営業車） |
|  | ２　タクシー、レンタカー、カーシェアリング事業、教習車 |
| リース契約の有無 | 有　・　無　　どちらかに〇をつけてください。 |
| 事　業　予　算 |
| 補助対象経費の計算 | 車　両 | 可変型給電器（該当のみ） |
| 車両支払合計金額（税込）　　　　3,952,032円 | (税込)1,201,750円 | (税抜)【f】1,092,500円 |
| 内訳 | 車両代合計(付属品の購入費を含む) | (税込)3,902,792円 | (税抜)【a】3,547,993円 |
| 販売諸費用等合計 | (税込)49,240円 | (税抜)【b】47,740円 |
| 下取車充当額 | (税込)円 | (税抜)【c】円 |
| 車両の改造に係る費用 | (税込)円 | (税抜)【d】円 |
| 国補助金額【e】　　　　　　　　　　420,000円 | 【g】　　　364,000円 |
| 補助対象経費【a～dの合計-e】＋【f-g】　　　　　　　　　　　3,904,233円 |
| **補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　300,000円** |

・補助金の額は、１台20万円となります

可搬型給電器を同時に導入する場合は30万円となります。
ただし、過去に本補助制度の交付を受けて購入した車両の買換えの場合は10万円となります。買換え車両に併せて可搬型給電器を導入する場合は20万円となります。

・導入完了後、実績報告書をご提出いただく際に、当該事業に係る領収書等の写しが

必要となります。

・導入車両には４年間、可搬型給電器には３年間の財産処分制限があります。（国などの補助金を受けている場合は、それぞれ別に財産処分制限の定めがあります。）

・導入車両への市のＥＶ普及に関するステッカー添付にご協力ください。

【広報協力等に関する確認】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認 | 右記項目を確認後右欄に○を付してください | ○ | 必要に応じて、横須賀市のＥＶ普及促進に関する広報活動に協力します。（ＨＰへの掲載など） |